

南アルプス市社会福祉協議会訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会が開設する南アルプス市社会福祉協議会訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護または南アルプス市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「南アルプス市総合事業」という。）の第1号訪問事業（以下「第1号訪問事業」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者または第1号訪問事業にあっては事業対象者に対し、適正な指定訪問介護および第1号訪問事業のサービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(第1号訪問事業の運営方針)

第3条 利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の心身機能、環境状況を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の出来ることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 南アルプス市社会福祉協議会訪問介護事業所
- 二 所在地 山梨県南アルプス市鏡中條1642-2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤職員 サービス提供責任者と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 3名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護または第1号訪問事業の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等 常勤換算 2.5名以上（サービス提供責任者を含む）

訪問介護員等は、指定訪問介護、第1号訪問事業のサービスの提供にあたる。

- 四 事務職員 1名 (常勤職員)
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日の年末年始は除く。
- 二 営業時間 8時30分から17時15分までとする。
- 三 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。
- 四 指定訪問介護のサービスの提供は、365日、24時間行う。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 一 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、着替介助、体位交換、通院介助、その他
 - 二 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、その他
- 2 第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 一 介護予防訪問介護相当サービス (月単位)
 - 二 訪問型サービスA (南アルプス市総合事業が定める額)
- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実額を聴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- 一 通常の実施地域を越えた地点より片道1kmにつき 50円 徴収する。
- 4 正当な理由がなく訪問介護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。
- 5 第3項及び第4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。
- 6 第3項及び第4項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、南アルプス市全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護員等は、事業のサービス提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止に関する責任者の選定
- 二 成年後見制度の利用の支援
- 三 苦情解決体制の整備
- 四 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 五 虐待防止検討委員会の設置

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1カ月以内
 - 二 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、平成30年8月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規定は、令和4年8月1日から施行する。